

入札監理小委員会における審議の結果報告 建設業取引適正化センター設置業務に係る実施要項の変更案について

建設業取引適正化センター設置業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までを期間として、民間競争入札を実施することとされていた。しかし、入札不調となったことから、再度公告入札を行うため、当該民間競争入札の実施要項の変更案について入札監理小委員会にて審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 入札結果及び再度公告入札実施の経緯

建設業取引適正化センター設置業務の民間競争入札においては、1 者の入札参加があったが、複数回の再入札を実施したが予定価格の制限に達する応札ではなかったことから、入札不調となったものである。これは、入札参加者が仕様内容以上に積算（常勤職員 2 名以上）したことにより、入札額と予定価格の乖離が生じたものである。

2. 再度公告入札に向けた見直しについて

再度公告入札を実施するに当たり、入札参加者が仕様内容以上に積算しないよう以下のような一部表現の明確化を図り、また、その他文言の適正化を行い、再度入札公告を行うこととした。

入札監理小委員会では妥当な変更案であると判断した。

(1) 配置人員の明確化

「各相談窓口¹に建設業に関する業務の経験を有する常勤職員を専任で 2 名配置する。なお、事業者の判断により、それ以上の配置することは制限しない。」としていたが、なお書きを削除することにより、常勤職員を 2 名で積算するように明確化した。（資料 8 - 3 P 4、P 21）

(2) 相談に要する機器について

「適正化センター専属の機器を新設することを要しない。」旨を追記し、入札参加者が他事業で使用している機器を用いることも可であることを明記した。（資料 8 - 3 P 21）

以 上